

## 令和7年 北秋田市農業委員会 第3回総会

1. 開催日時 令和7年3月14日（金） 午後2時00分から

2. 開催場所 北秋田市役所第二庁舎 3階大教室

3. 出席委員（33名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	7番 長崎 成人
8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正
11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子
14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳
17番 武田 響一	18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延
20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	25番 伊東 誠子	26番 出川 信久
27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠
30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久	32番 若松 一幸
33番 佐藤 整	34番 金 俊英	36番 佐藤 篤史

4. 欠席委員（3名）

6番 中林 めぐみ	24番 松橋 利彦	37番 長岐 一志
-----------	-----------	-----------

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第6号	会務報告
第 2	報告第7号	専決処分の報告
第 3	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第11号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 5	議案第12号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
第 6	議案第13号	北秋田市農業委員会農地改良届取扱要領の制定について
第 7	議案第14号	北秋田市農業委員会処務規定の一部改正について
第 8	議案第15号	北秋田市地域計画の策定について

- 第 9 議案第16号 農業者等との意見交換会に係る意見書の提出について  
第10 議案第17号 北秋田市農業委員会「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について

7. 出席した事務局職員

局長 成田幸治 副主幹 簾内拓也 主査 疋田憲匡

8. 議事録署名委員

10番 長岐 正 11番 松岡英敏

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和7年 北秋田市農業委員会第3回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>6番 中林めぐみ 委員、24番 松橋利彦 委員、37番 長岐一志 委員の3名となっております。委員総数36名中、33名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>議事に移りますが、本日は会長が不在でありますので、総会会議規則第2条の規定に基づき、佐藤会長職務代理に議長をお願いします。それではごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
職務代理	佐藤会長職務代理あいさつ（省略）
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>10番 長岐 正 委員、11番 松岡英敏 委員、をお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第6号「会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p>

事務局

事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

報告第6号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。

2月3日から4日にかけて開催されました都市会長会視察研修会に長岐会長と事務局長が参加しました。3日は黒石市の(株)アグリンハートという有機農業とスマート農業を先駆的に実践している法人を、4日は弘前市の弘果総合研究開発(株)で行っているりんごの高密度植栽培の実証試験と農園経営についての状況を伺ってまいりました。

7日、第2回総会に係る調査を市役所第2庁舎会議室にて委員5名、事務局3名の出席により開催しました。

14日、農業者年金研修会を市役所本庁舎3階大会議室において委員34名の出席により開催しました。その後引き続いて第2回定例総会を開催しました。

17日、市役所本庁舎において、農業委員会と東北農政局との懇談をもちました。東北農政局からは経営・事業支援部長以下6名、当委員会からは長岐会長、金田委員、事務局員2名が出席し、女性委員の登用促進の取り組み状況等に関して懇談を行いました。

20日、県北地区会長会研修会が開催され、八峰町のレンチナス奥羽伊勢(株)という菌床しいたけ栽培を展開している法人と山本酒造店の酒蔵およびカフェの2か所を視察し、長岐会長、佐藤職務代理、事務局長の3名が参加しました。

26日、市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修会が大館市・プラザ杉の子にて開催され、長岐会長、佐藤邦久委員、事務局長の3名が出席し、委員個人の活動事例として当委員会からは佐藤邦久委員より「鳥獣害対策の取組」としてイノシシによる被害の状況、それへの対策として免許を取得してわな設置を行い被害防止を図っている実践例などを報告しました。

そして、2月分ではありませんが、3月5日、第20回女性の農業委員会活動シンポジウムが東京・砂防会館にて開催され委員4名、事務局員1名が参加しました。このあと参加された委員より報告をいただくこととしております。報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

つづいて、先ほどの会務報告にございましたが、3月5日、東京都にて開催された「第20回女性の農業委員会活動シンポジウム」に女性委員4名が参加しております。代表して9番 多賀谷テル子 委員より報告をいただきたいと思っております。

9 番

9番の多賀谷です。

去る3月5日に東京都・砂防会館にて開催されました第20回女性の農業委員会活動推進シンポジウムに出席してまいりましたので概要を報告いたします。

出席者は全国各地から460名くらいで、秋田県内からは7市町から21名、当委員会からは伊東委員、金田委員、中林委員と私の4名、事務局からは足田主査が出席しました。

はじめに、山形県農村（むら）づくりプロデューサーの高橋信博氏より「地域計画の実行に向けて」と題して、寒河江市柴橋地区と最上郡金山町の中山間地域計画、戦略の事例について基調講演があり、地域づくりは子や孫の世代への未来投資につながるものである、といったお話がありました。

事例報告では、京都府京丹波町農業委員会事務局の永武専門幹より、「地域計画の実現目指して」と題して、計画の策定に向けた活動の経過等についてくわしい説明がありました。当日は19名いる委員のうち、事務局と委員との橋渡し人として中心的な役割を担っている「5人衆」と呼ばれる5名の役員の方々も出席されていて、活動内容について会場からの質疑を受けていましたが、大変くわしく長々と答えてくださる委員もおり、身内から「早く終わるように」とつつかれています方もおりました。話が盛り上がった大変楽しいディスカッションでした。

また、同日の午前の空き時間に、秋田県内の他の女性委員さんたちとともに衆議院議員の富樫博之総務副大臣へ表敬訪問をする機会に恵まれて、短時間でしたが活発な意見交換をすることができました。

最後に、今回のシンポジウム参加にあたって、事前の準備調整や名刺作成など、事務局に大変心遣いしていただきました。このような研修の機会を与えていただき、ありがとうございました。報告は以上です。

議 長

多賀谷委員ありがとうございました。

次に報告第7号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 3 ページをご覧ください。

報告第 7 号「令和 7 年 2 月分 専決処分の報告」です。表の 2 月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が 2 3 件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が 1 5 件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が 2 6 件、合計 6 4 件の処理を実施しました。めくって 4 ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号 1 番を朗読)

以下 8 ページの申請番号 2 3 番までの計 95 筆、137,797.06 m<sup>2</sup>について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに同じく 8 ページの下段をご覧ください。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下、1 3 ページの申請番号 1 5 番まで、合計 119 筆、面積 146,400 m<sup>2</sup>です。

つぎに同じく 1 3 ページ下段をご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下、1 8 ページの申請番号 2 6 番まで、合計 107 筆、面積 126,599.06 m<sup>2</sup>です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

報告第 7 号について事務局より説明がなされました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8 番

8 番の堀部です。

1 6 ページの (8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理の申請番号 2 0 番について賃借人が亡くなった人になっていますが、こういう取り扱いは事務局の方で補足事項ないもののでしょうか。

事務局

事務局の疋田です。亡くなった方の場合、亡くなっても自動で次の方に権利が付くというわけではなく権利がそのまま維持されていくことから、解約したいとなった場合申請書の方は相続人代表の方が書い

たりするのですけれども、資料にはこのような形で表記されますので、紛らわしくて申し訳ございません。ご了承いただければと思います。

議 長            その他ご質問、ご意見等ございませんか。

                  ( なしの声 )

議 長            質問等がないようですので、次に進みます。

                  次に、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局           議案書19ページをご覧ください。

                  議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」

                  農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

                  令和7年3月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

                  (申請番号1番を朗読)

                  以下、申請番号2番まで、合計4筆、面積8,402㎡です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長            事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号18番 武石修一 委員よりお願いいたします。

18番            18番の武石です。

                  番号1番と2番を報告させていただきます。

                  調査日は3月7日、調査員は19番の 佐藤茂延 委員、22番の 中嶋力藏 委員、と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計6名で、市役所第二庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

                  まず、申請番号1番は資料の22ページから23ページになります。下杉字中島の申請地は、旧合川高校の敷地に隣接した、畑と養鶏のハウスがある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

                  次に、申請番号2番は資料の24ページから25ページになります。

七日市字向田の申請地は、品類集落に隣接している農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

武石 委員、ありがとうございました。

議案第10号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員から説明いただきました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

5 番

5番の佐藤です。

申請番号2番についてお尋ねします。この譲受人は以前に肉親の農地を無償で譲り受けたことがあると思いますが、本案件も無償譲渡となっておりますが、面積の大きい小さいに関わらず無償というのはどういう理由なのかというのが1点と、あと譲渡人と譲受人の関係性を教えてください。

事務局

事務局の疋田です。

こちらの農地については20年以上前に既に売買をしていたようなのですが、そのときにきちんと農業委員会の許可を得ていなかったせいで登記ができないままでいたものを、今になって改めてきちんと申請して所有権移転をしたいということから申請に至ったものであるとのことでした。また、資料の図面の方に記載しているのですけれども、先の総会で審議された農業法人の案件とは全く別の隣の農地であって、今回の案件とは直接の関係はありませんのでよろしく願いいたします。

5 番

前に売買されていたけれども、所有権移転がなされていなかったという理解でよろしいですか。

事務局

お見込みのとおりです。

議 長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第10号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書26ページをご覧ください。

議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和7年3月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

本案件はいずれも利用権設定案件です。

(申請番号1番を朗読)

以下、52ページの申請番号43番まで、合計191筆、面積233,658㎡です。なお、本案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

議案第11号について事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第11号中、申請番号10番から15番までを除く37件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第11号中、申請番号10番から15番までを除く37件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて議案第11号中、申請番号10番から15番までの6件の質疑

に入りますが、この件については、議席番号27番 佐藤政信 委員との関連があるため退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：27番 佐藤政信 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第11号中、申請番号10番から15番までの6件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第11号中、申請番号10番から15番までの6件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：27番 佐藤政信 委員)

議 長

会議を再開いたします。

次に、議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書54ページをご覧ください。

議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和7年3月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

本案件はいずれも所有権移転案件です。

(申請番号1番を朗読)

以下、つぎのページの、申請番号3番まで、合計18筆、面積38,295㎡です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 議案第12号について事務局の説明が終わりました。それでは、議案第12号中、申請番号1番を除く2件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。  
議案第12号中、申請番号1番を除く2件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。  
つづいて議案第12号中、申請番号1番の質疑に入りますが、この件については、議席番号13番 土田紀子 委員との関連があるため退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

(退席：13番 土田紀子 委員)

議長 会議を再開いたします。  
議案第12号中、申請番号1番の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。  
議案第12号中、申請番号1番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
暫時休憩いたします。

(着席：13番 土田紀子 委員)

議 長 会議を再開いたします。  
次の、議案第13号「北秋田市農業委員会農地改良届取扱要領の制定について」および議案第14号「北秋田市農業委員会処務規定の一部改正について」は関連がありますので、2件を一括して議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書56ページをご覧ください。  
議案第13号「北秋田市農業委員会農地改良届取扱要領の制定について」

北秋田市農業委員会では取り扱う農地改良届に関する規定を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
提案理由です。

「宅地造成及び特定盛土等規制法」(令和5年5月26日施行)において、地盤面の標高の変化が想定される表土の補充や田畑転換などの農地改良行為については、「農地等の形質変更に係る取扱いについて」(一部改正令和7年2月26日付け農林-2696秋田県農林水産部長通知)により、適切な農地改良等と判断されるものを「通常の営農行為」とすると通知があったことから、市内農家の農地改良行為の適正かつ円滑な推進のため、所要の要領の制定を行うものであります。

57ページおよび58ページに取扱要領(案)の本文、59ページから62ページまでが届出書等の様式を記載しております。また、別紙の資料1として盛土規制法のイメージを添付しておりますので併せてご参照ください。

つづいて議案第14号を提案いたします。63ページをご覧ください。

議案第14号「北秋田市農業委員会処務規程の一部改正について」

北秋田市農業委員会処務規程(平成17年4月1日農業委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

提案理由です。

先ほどの議案第13号提案により制定する「北秋田市農業委員会農地改良届取扱要領」の規定による農地改良届に関する事務の迅速化を図るために所要の規定の整備を行うものでございます。

64ページをご覧ください。北秋田市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令の改め文を掲載しております。具体的な改正箇所としましては、第5条第2項の事務局長が専決できる事項に、第10号として今般制定する農地改良届取扱要領による届出の受理に関することの1号を新たに加えるのと、それに伴って第6条の総会への報告に関する規定の条文の体裁を整えるものであります。以下、65ページから67ページまでが新旧対照表、68ページから72ページに改正後全文を掲載しております。なお、この訓令は公布の日から施行することとしております。

以上の議案第13号および議案第14号の2件を一括して提案いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第13号および議案第14号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入りますが、質疑の際は議案番号を特定してからの発言をお願いします。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8番

8番の堀部です。

前にも黒マル表記での提案をしていた要綱かなにかあったんですが、前にも私調べて事務局の方に提案していたんですが、審査する場、総会には黒マルの所は日にち、番号をちゃんと入れて、これで提案よろしいでしょうかという許可をもらう場面だと思います、総会というのは。ですから多分訓令では黒マルで送られてきてそれに従って事務局としては作業したと思うんですが、この総会で提案する場面では日にちなり、訓令第号とかという番号を入れて農業委員が審議して良しというふうにする場面だと思うのですが、これ前回も訊いていて、私総務課の法令担当に確認して事務局にその旨を話したつもりだったんですが、また今回もこうやって上がってきたので、農業委員のここでの審議のしかたとしては数字、物がちゃんと上がるのが正しい姿だと思いますが、そのところもう一度事務局確認をお願いします。

事務局

ただいまのご指摘は日付、番号を入れた物で提案するべきではないかというお尋ねかと思われませんが、基本的な考え方としましては現段階ではあ

くまで案であり成案ではなくまだ決定していない、施行していないものですので、こういった形で提案しております。以前も同様の案件でご指摘いただいたのですが、表記としては黒マルですが、こういった形で出してよろしいでしょうか、という伺いになりますので、そのような考え方で提案しているものでございます。

8 番           そうすると次回この分がもう一回上がってきますか。案だということで今回いいよというふうにすると、次回またこれが第何号という日にちが入ったもので上がってきますか。それは違うと思うんです。今日が決定する場面だとすると入ったかたちとすべきだと思います。

議 長           その他ご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長           質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。  
議案第 13 号および議案第 14 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長           異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第 15 号「北秋田市地域計画の策定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局           議案書 73 ページをご覧ください。  
議案第 15 号「北秋田市地域計画の策定について」  
北秋田市の「北秋田市地域計画」の策定案について意見を求める。  
令和 7 年 3 月 14 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
提案理由です。

令和 5 年 4 月に改正された「農業経営基盤強化促進法」に伴い、既存の人・農地プランにかわって別紙資料 2 のとおり新たに策定されることとなる「北秋田市地域計画」について、北秋田市より意見を求められているものであります。

別添の資料 2 をご覧ください。1 枚めくって参考様式第 5 の 2 号が各地

域の具体の地域計画（案）となります。主な構成としまして、「1 地域における農業の在り方」、「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」、「3 目標を達成するため取るべき必要な措置」、「4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」、「6 目標地図」となっております。始めが「栄地区」で、以下同様の構成で13地区分の計画書（案）が記載されております。

今後のスケジュールとしましては、本日の総会でこの計画（案）が承認されましたら、その旨を市に回答し、3月17日から30日までの間地域計画（案）の公告が行われ、最終的には3月31日付で地域計画が策定されるという運びとなっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

議案第15号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8 番

8番の堀部です。

地域計画策定に向けた地区での懇談会は二度ほど開催され二度出ましたが、農地所有者の調査確認はしなくて良かったのでしょうか。この計画策定に向けてはその辺も大事なんじゃないかと担当のほうにも申し上げたんですが、各農家に対するアンケートは今回策定に向けては実施しなかったということで担当課から回答もらいました。ただ、過去に農業委員会で行ったアンケートを参考にさせていただきながら作業を進めましたとうかがったんですが、農地所有者の今後計画に対する意見が出てくる場合があると思うのですが、それを実施しないまま進めるということで、過去に大館でやった研修会で藤里町の担当者の話では、もうこの策定にあたった委員で藤里の農地は掌握しているのでそこまでやらなくても十分だという、うちのほうは狭い町なのでという話だったので、それはそれでいいのかなと思ったんですが、今回北秋田市においては所有者へのアンケートを実施しないまま農業委員会でも過去にやった資料をもとにやったということであったんですが、本当にそれで良かったのかなという、私は半分心配な面があって、あとそれ以上言わなかったんですが、限られた時間の中でやらなければならない事業だったので、うちのほうでやらないというのであればそれでいいのかなと思ったんですが、ただ不安なのは所有者のアンケートをやらなかったことが、私は農業委員として説明会に出席させていただきながら、実施できなかったということが計画策定にあたっては残

念なことだと思っています。農業委員会で過去にやったアンケートというもの、私農業委員 2 期目途中でよくわからないんですが、参考までにご披露いただければと思います。

23 番

23 番の佐藤です。

関連で発言しますが、私よりもっと知っている委員もいらっしゃると思いますが、農地調査の 1 2 3 運動のことだと思います。当時を知っている方もいる中で私が発言するのもおこがましいんですけども、各農家、家々に地域で担当を決めて全所有者をかなりの質問事項を持って配付して、そして聞き取りしながら回収しました。あれが何年頃か私も定かでないのですが、そこは事務局に補足してもらえればと思いますけれど、そのことを 8 番委員は心配して今質問してくれたんだと思うので。

その当時はまだ米価が安くやっぱり容易ではないという所有者の意向があって、十年後はどうするんだというのが調査の目的にあって、そのようにみんなの意向を伺うという内容がかなり網羅されていました。なので今地域計画をやらなければいけないよ、となっているなかで、国はその頃から 1 2 3 運動をやるんだという農業委員会へ義務のようにしていて、いずれは地域計画のための下ごしらえだったのかな、と感じながら私はここ数年地域計画のことを見ていました。あとは事務局から補足していただければと思います。以上です。

事務局

先ほどの 8 番委員からのご指摘ですが、地域計画策定の過程において所有者の意見もふまえてやるべきではなかったというご意見かと思われませんが、過去に、平成 27 年とのことですが、農業委員会が実施した 1 2 3 運動で得られた知見と情報をもとに進められてきたわけですけれども、こちらはかなり時間が経過しているものですので、そちらだけではなく新たなアンケートなどを実施することが望ましかったと思われませんが、今回の作業過程では時間の都合もあって実施されなかったというのが現状であります。

地域計画の策定につきましては、期限が決まっているものでありますので、まずは作り上げて、間に合わせて策定したうえで、必ずしも完全ではないかもしれませんが、10 年後の担い手が決まっていない農地もあるわけですので、その後の計画を実行していく中で随時見直しと変更をかけながらやっていくことになるものと考えております。

5 番

5 番の佐藤です。

この計画書を作成したのは農林課だと思いますが、拝見したのですがページが打たれていないことと、自分の地区を探すのが容易でなく全般的に見づらい。あと地図の色が統一されているようですが分かりづらい。もっと見やすくするように農林課に要望してはいかがでしょうか。

事務局

ページを打っておらず、また体裁が不十分で見づらくなって申し訳ございませんでした。図面の大きさや色味につきましては出力するプリンターの機能の限界もあり、こちらも見づらくなってしまい申し訳ございません。その点は何卒ご容赦いただければと思います。よろしく願いいたします。

19 番

19 番の佐藤です。

これはあと出来上がったこれで進むということですか。各地区の関係者ともう一度これを見ながら話し合う機会はないということでしょうか。今日の審査案件を見てもこれから田んぼを減らす人もいるし、その同じ人が10年後に増やす予定の人もいるようで、何かちぐはぐなものがたくさんある印象です。だから8番委員も先ほど発言したように前の事情に合わせたアンケートであって、10年間で米価も下がり農家数も減って全然変わってきている。それと稲作の国の補助金というのが30町歩という形で出てきているんですが、法人等は面積での計画になっているんですけども、個人の場合はなかなかそこまでは至ってないと、要するにすべての稲作に対する使える補助金というものが法人向けに行って、個人は対象にならないような、こういう計画なんです。農林課の方では見直しができると言うのですが、最初から地域の実態に合った計画であればいいんですが。時間がない、日にちがないということは分かるんですけども、我々農業委員に付される議案に対しても合わないように感じます。見ると合わないような気がするのです。できればこれをもとに各地区で地区ごとの話しをしながら修正をやってもらえればな、と思うのですけれども。簡単に見直しできる言うけれども、いったん作ったものはそれが一人歩きしてかなり補正されるのが今までの例であると思います。我々農業委員も会議の中に入ったんですけども、作ったのは農林課ですので。

事務局

ただいまご意見いただきましたが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、今回の計画は作ってそれで終わりというわけではなくて定期的

な見直し、変更が行われるものとなっております。今回の策定にあたっても各地域における複数回の話し合い、協議の場での意見交換でお話を伺っているところではありますが、4月から本計画が施行されてからも農業者の方々からの意見を伺う場を持つように、という国、県からの指導もありますので、今後何らかの形で協議の場が設定されるものと考えております。また、今回お示しした計画案のなかで、担い手として位置付けられている方の中で既にお亡くなりになられている方もおり、このように記載されている中身が変わっている部分もございますので、こちらについてはお気づきの点を農業委員会であつたり農林課の方にお知らせいただければと思います。再三申し上げておりますとおり、決してこれがすべてで最終最後というわけではなく、随時見直しをかけていくものでございますのでよろしく願いいたします。

議 長            その他ご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長            質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第15号について、北秋田市地域計画の策定案について様々なご発言がありましたけれども、それらを踏まえまして特段の意見がない旨回答することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長            異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第16号「農業者等との意見交換会に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局           議案書74ページをご覧ください。

議案第16号「農業者等との意見交換会に係る意見書の提出について」農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第38条の規定に基づき、別紙（案）のとおり市長への意見書を提出するものとする。

令和7年3月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
提案理由です。

農地等の最適化に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に

実施するために必要であると認められることから、先般開催した「農業者等との意見交換会」において農業者から寄せられた意見を取りまとめた意見書として提出するものであります。

去る1月15日に当委員会主催で「鳥獣害対策」を主題とする「農業者等との意見交換会」を開催いたしました。この意見交換会で出された意見は、農業会議を通じて集約のうえ全国農業委員会大会等における政策提案事項に反映されてきたところですが、今回はそれに加えて市に対しても意見書を提出してはどうか、という意見が総務小委員会においてあったことから、協議のうえ75ページの（案）のとおり市長に対する意見書として提出するものです。内容としましては、意見交換会の中で特に意見の多かった「電気柵導入にかかる経費への補助の充実」と「有害鳥獣の個体数調整管理の積極的実施」の2項目を今回上げております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 議案第16号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

19番 19番の佐藤です。

大変よい取り組みだと思いますが、意見交換会の中ではクマ、イノシシ、シカのほかにサルの被害についても挙げられていたと思うのですが、それについても記載した方がよいと思います。

事務局 ご指摘のとおり、先の意見交換会の中ではサルによる食害についても言及がありましたので、それも追記させていただきます。よろしくお願いたします。

5番 5番の佐藤です。

「電気柵導入にかかる経費への補助の充実」に関して、金額についてもっと具体的に書いた方がインパクトあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局 今般提出しようとしているのは意見書という形式なのですが、要望書ですと農業委員会から市に対する要望という形となるため、同じ行政組織内ではなじまないものであると考え、要望書という形式ではなく農業委員会法第38条に基づいて、農地等の最適化に関する事項に関する事務実施の

効率化に資するという理由での意見書としています。本文にも記載しておりますが、鳥獣被害が増加することによって遊休農地が増える要因になる可能性があることから、農地利用最適化の観点からも鳥獣被害防止の対策を強化してほしいという意見として提出するものです。

電気柵の購入費補助の補助率 1/2、1/3 のお話があったのですが、令和 7 年度予算においては再度 1/2 の補助率に戻して対応する予定であると伺いましたので、あえて明確な数字は記載せず「補助の充実を図ること」という表現とさせていただいたものでありますのでよろしくお願いいたします。

5 番 要望書の場合は回答書が来るものですが、意見書にはあるのでしょうか。

事務局 例えば自治会等からの要望書に対しては回答書という形で回答がなされるものですが、それに対して今回のような意見書はあくまで意見を申し述べるものであり、回答がなされる性格のものではないこととなります。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。  
よろしければ、こちらにつきましては市長にお会いしまして直接意見書を手渡すこととしております。来週の予定としております。

8 番 8 番の堀部です。  
今議長の方から来週市長に意見書を渡すということを言われましたが、農業委員会からは会長と総務小委員長と事務局長とかという感じでしょうか。また、マスコミも入りますか。

事務局 日程を調整し、来週 19 日午後に会長と総務小委員長と事務局長の 3 名でお邪魔して、市長へ今般の意見書を提出させていただき予定としております。市長日程を確認してマスコミ取材はあると思われませんが、当方からも既に新聞者へ情報提供を行っております。このほか市広報担当も取材に入りますので、後日市広報、ホームページに取り上げられるものと考えております。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。  
議案第16号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第17号「北秋田市農業委員会「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書76ページをご覧ください。  
議案第17号「北秋田市農業委員会「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について」

農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、北秋田市農業委員会「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について別紙（案）のとおり設定するものとする。

令和7年3月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
提案理由です。

農業委員会による最適化活動の推進について、農業委員会は、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、農業委員会等に関する法律第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとされていることから提案するものであります。詳細につきましては担当より説明いたします。

事務局

事務局の簾内です。

詳細につきましてはお配りしている別紙によりご説明いたします。別紙3をご覧ください。先月の第2回総会終了後に総務小委員会を開催しまして、令和7年度の目標を設定しました。具体的には赤い枠で囲んである部分が7年度の目標値となります。

2ページ目の上段の赤枠が「農地の集積」にかかる目標です。目標年度と集積率につきましては、令和5年度に当委員会で策定した「農地等の最適化に関する指針」に記載のとおりとなっております。

つぎに「緑区分の遊休農地の解消」と「黄区分の遊休農地の解消」につきましては令和3年度の農地パトロールの実績に対する目標値であるため、昨年度と同じ面積と策定方針としております。

最下段の「新規発生遊休農地の解消」ですが、こちらは昨年度新たに発生した「緑区分の遊休農地の解消目標面積」ということで、発生した面積を解消する目標となっており、令和6年度農地パトロールの実績のとおりとなっております。

つぎに3ページの上段「新規参入の促進」につきましては、現時点では今年度末のデータが揃っておりませんので未定となっております。

つぎに中ほどの「最適化活動の活動目標」ですが、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、および「(2) 活動強化月間の設定目標」につきましては、令和6年度と同じ内容となっております。「(3) 新規参入相談会への参加目標」につきましては、10月の市産業祭に合わせて行う移動農業委員会において新規参入希望者への相談に対応することとしております。内容につきましては以上です。よろしく願いいたします。

議長 議案第17号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。議案第17号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認め決定いたします。  
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和7年第3回定例総会を閉会します。